



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成15年10月21日火曜日 第1502号

◇ 目 次 ◇

指定居宅支援事業者の指定（3件）.....	1107
医師の指定.....	1108
指定医師の所在地の変更.....	1108
指定医師の辞退の届出.....	1108
医療機関の指定.....	1108
指定医療機関の業務の廃止の届出.....	1108
漁業の許可又は起業の認可の申請期間.....	1109
道路の区域変更（県道伊予松山港線）.....	1109
道路の供用開始（ " " ）.....	1109

道路の区域変更（県道一本松城辺線外）.....1109

公 告

採石業務管理者試験の合格者の発表.....1109

教育委員会規則

愛媛県県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則の一部を改正する規則.....1110

人事委員会規則

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則.....1114

告 示

○愛媛県告示第2006号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の10第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。

平成15年10月21日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定居宅支援事業者			サービスの種類	指定居宅支援事業所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000300100118	有限会社ケアセンタ -宇和島	宇和島市丸之内二丁目1番7号	仲田政子	児童居宅介護	有限会社ケアセンタ -宇和島	宇和島市丸之内二丁目1番7号	平成15年 10月10日

○愛媛県告示第2007号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の4第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。

平成15年10月21日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定居宅支援事業者			サービスの種類	指定居宅支援事業所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000100115118	有限会社ケアセンタ -宇和島	宇和島市丸之内二丁目1番7号	仲田政子	身体障害者居宅介護	有限会社ケアセンタ -宇和島	宇和島市丸之内二丁目1番7号	平成15年 10月10日

○愛媛県告示第2008号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。

平成15年10月21日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定居宅支援事業者			サービスの種類	指定居宅支援事業所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000200132146	社会福祉法人わかば会	新居浜市船木長野甲741番地1	河島淳子	知的障害者地域生活援助	グループホームひまわり	新居浜市多喜浜66-34	平成15年 10月10日
38000200133110	有限会社ケアセンタ -宇和島	宇和島市丸之内二丁目1番7号	仲田政子	知的障害者居宅介護	有限会社ケアセンタ -宇和島	宇和島市丸之内二丁目1番7号	平成15年 10月10日

○愛媛県告示第2009号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283 号）第15条第 1 項の規定により、次のように医師の指定をした。

平成15年10月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

診断する身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診療所の名称	医 師 氏 名	同 左 所 在 地	指定年月日
肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器機能障害	内 科	公立周桑病院	小 林 雄 一	東予市壬生川131番地	平成15年10月1日
肢体不自由・音声又は言語・心臓・じん臓・呼吸器・小腸・ぼうこう又は直腸機能障害	”	伊 予 病 院	藤 田 正 明	伊予市八倉906番地 5	”
肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器機能障害	”	愛媛労災病院	野 崎 士 郎	新居浜市南小松原町13番27号	”
”	”	”	宮 内 嘉 明	”	”
”	”	”	三 好 久 昭	”	”
じ ん 臓 機 能 障 害	”	市立宇和島病院	金 子 政 彦	宇和島市御殿町 1 番 1 号	”

○愛媛県告示第2010号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283 号）第15条第 1 項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。

平成15年10月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

医 師 氏 名	旧 所 在 地		新 所 在 地		変 更 年 月 日
	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	
瀬 野 晋 吾	瀬戸町国民健康保険大久出張診療所	西宇和郡瀬戸町大久1667	瀬戸町国民健康保険瀬戸診療所	西宇和郡瀬戸町三机乙25 87	平成15年9月1日

○愛媛県告示第2011号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第 3 条第 2 項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。

平成15年10月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

診断した身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診療所の名称	医 師 氏 名	同 左 所 在 地	届出年月日
心 臓 機 能 障 害	心臓血管外科	喜多医師会病院	野 口 保 蔵	大洲市徳森字小鳥越2632 - 3	平成15年10月1日
肢体不自由、心臓、呼吸器機能障害	循 環 器 科	医療法人健全会循環器科 林病院	林 健 二	新居浜市中西町 6 - 46	”
肢 体 不 自 由	脳神経外科	医療法人繁愛会石川病院	中 磯 真 実	川之江市上分町732 - 1	平成15年10月3日
肢体不自由、心臓、じん臓、呼吸器機能障害	内 科	公立周桑病院	細 見 直 樹	東予市壬生川131	平成15年8月29日

○愛媛県告示第2012号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283 号）第19条の 2 第 1 項の規定に基づき、次のとおり更生医療を担当させる医療機関を指定した。

平成15年10月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名 称	所 在 地	担当すべき医療の種類	指 定 年 月 日
柿 原 薬 局	宇和島市柿原甲13 52番 4		平成15年10月1日

グリー ン 薬 局	越智郡伯方町大字木浦甲3448 - 1		”
-----------	---------------------	--	---

○愛媛県告示第2013号

身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）第 13条の 6 第 2 号の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の業務を廃止した旨の届出があった。

平成15年10月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名 称	廃止年月日
グリーン薬局	平成15年 9月30日

)の規定に基づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成15年10月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成15年10月21日から11月3日まで

○愛媛県告示第2014号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む）。

○愛媛県告示第2015号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年10月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	伊予松山港線	伊予郡松前町大字北川原968番4から 松山市西垣生町290番12地先まで	旧	メートル 10.0～83.5 9.5～83.5	キロメートル 0.496 0.480	
			新	10.0～77.5 15.8～77.5	0.496 0.480	

○愛媛県告示第2016号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年10月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	伊予松山港線	伊予郡松前町大字北川原968番4から 松山市西垣生町290番12地先まで	平成15年10月28日 15時

○愛媛県告示第2017号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、宇和島地方局御荘土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年10月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	一本松城辺線	南宇和郡一本松町小山1488番3から 同町小山1448番2まで	旧	メートル 4.0～12.0 7.0～36.6	キロメートル 0.272 0.152	
			新	7.0～36.6	0.152	
"	篠山公園線	南宇和郡一本松町正木2930番4から 同町正木2388番2地先まで	旧	4.5～14.8 10.4～57.0	0.196 0.166	
			新	10.4～57.0	0.166	

公 告

○公 告

採石業務管理者試験の合格者の発表について

平成15年10月10日に実施した採石業務管理者試験の合格者

は、次のとおりである。

平成15年10月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

受験番号	氏 名	受験番号	氏 名	11	塩 見 里 留	29	塩 見 和 朗
1	森 幸 代	21	羽 藤 未 来	13	阿 部 泰 之	33	西 原 雅 義
5	上 野 勝 利	26	村 上 直 也	14	藤 本 恒 夫		

教育委員会規則

○愛媛県教育委員会規則第11号

愛媛県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成15年10月21日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

愛媛県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則の一部を改正する規則

愛媛県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則（昭和39年愛媛県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第3条中「、別表第3、別科にあつては別表第4」を「別表第3」に改める。

第4条中「別表第5」を「別表第4」に改める。

別表第2の1中

川 之 江高等学校	3年	普通科	1,120	4年	普通科	夜	160	を
川 之 江高等学校	3年	普通科	1,080	4年	普通科	夜	160	に、
土 居高等学校	3年	普通科	600					を
土 居高等学校	3年	普通科	560					に、
新居浜西高等学校	3年	普通科 生活文化科	1,040 120	3年以上	普通科	夜	160	を
新居浜西高等学校	3年	普通科 生活文化科	1,000 120	3年以上	普通科	夜	160	に、
新居浜工業高等学校	3年	機械科 電子機械科 電気科 情報電子科 工業化学科 環境化学科	200 120 120 120 80 40	4年	機械科	夜	160	を
新居浜工業高等学校	3年	機械科 電子機械科 電気科 情報電子科 工業化学科 環境化学科	160 120 120 120 40 80	4年	機械科	夜	160	に、
西 条高等学校	3年	普通科 理数科 商業科 衛生看護科	840 120 120 40	4年	普通科	夜	160	を

「	西 条高等学校	3年	普通科	840	4年	普通科	夜	160	に、 」
			理数科	120					
			商業科	120					
「	小 松高等学校	3年	普通科	480					を 」
			家政科	40					
			ライフデザイン科	80					
「	小 松高等学校	3年	普通科	440					に、 」
			ライフデザイン科	120					
「	丹 原高等学校	3年	普通科	560					を
			園芸科学科	120					
	今 治 東高等学校	3年	普通科	720					
	今 治 西高等学校	3年	普通科	1,080	4年	普通科	夜	160	
						衛生看護科		160	
	今 治 南高等学校	3年	普通科	840					
			農業科	80					
			園芸デザイン科	80					
			園芸クリエイト科	40					
	今 治 北高等学校	3年	普通科	680					
		商業科	120						
		事務科	120						
		情報処理科	120						
「	今 治 工業高等学校	3年	機械科	120	4年	機械科	夜	160	」
			電子機械科	120		電気科		160	
			電気科	120					
			情報技術科	120					
			工業化学科	40					
			環境化学科	80					
			繊維工学科	120					
			デザイン科	120					
「	丹 原高等学校	3年	普通科	520					に、
			園芸科学科	120					
	今 治 東高等学校	3年	普通科	600					
	今 治 西高等学校	3年	普通科	1,080	4年	普通科	夜	160	
						衛生看護科		120	
	今 治 南高等学校	3年	普通科	840					
			農業科	40					
			園芸デザイン科	40					
			園芸クリエイト科	80					
	今 治 北高等学校	3年	普通科	640					
		商業科	120						
		事務科	120						
		情報処理科	120						
「	今 治 工業高等学校	3年	機械科	120	4年	機械科	夜	160	」
			電子機械科	120		電気科		160	
			電気科	120					
			情報技術科	120					
			環境化学科	120					
			繊維工学科	120					

			デザイン科	120						」
「	松山西高等学校	3年	普通科	1,000						を
	松山南高等学校	3年	普通科 理数科	1,200 120	3年以上	普通科	夜	160	」	
「	松山西高等学校	3年	普通科	800						に、
	松山南高等学校	3年	普通科 理数科	1,160 120	3年以上	普通科	夜	160	」	
「	松山工業高等学校	3年	機械科	240	4年	機械科 電気科 建築科	夜	160 160 160	」	
			電子機械科	120						
			電気科	120						
			電子科	120						
			情報技術科	120						
			工業化学科	120						
			建築科	120						
			土木科	120						
			繊維科	120						
「	松山工業高等学校	3年	機械科	200	4年	機械科 電気科 建築科	夜	160 160 160	に、	
			電子機械科	120						
			電気科	120						
			電子科	120						
			情報技術科	120						
			工業化学科	120						
			建築科	120						
			土木科	120						
			繊維科	120						
「	東温高等学校	3年	普通科	840					を	
			商業科	240						
			衛生看護科	40						
「	上浮穴高等学校	3年	普通科	120					」	
			林業科	40						
			森林環境科	80						
「	東温高等学校	3年	普通科	840					に、	
			商業科	240						
「	上浮穴高等学校	3年	普通科	120					」	
			森林環境科	120						
「	大洲高等学校	3年	普通科	560					を	
			商業科	240						
「	大洲高等学校	3年	普通科	520					に、	
			商業科	240						
「	八幡浜高等学校	3年	普通科	600	4年	普通科	昼夜	320	を	
			商業科	320						
			情報処理科	40						
			情報ビジネス科	80						
「	八幡浜高等学校	3年	普通科	600	4年	普通科	昼夜	320	」	

宇 和 高等 学校	3 年	商 業 科	280						に、
		情 報 ビジネス 科	120						
野 村 高等 学校	3 年	普 通 科	360						を
		生 物 工 学 科	120						
		商 業 科	120						
宇 和 高等 学校	3 年	普 通 科	360						に、
		生 物 工 学 科	120						
野 村 高等 学校	3 年	普 通 科	360						に、
		畜 産 科	120						
宇 和 島 東 高等 学校	3 年	普 通 科	480						を
		理 数 科	120						
		商 業 科	320						
		情 報 処 理 科	40						
		情 報 ビジネス 科	80						
宇 和 島 南 高等 学校	3 年	普 通 科	680	3 年 以 上	普 通 科	夜	160		
宇 和 島 東 高等 学校	3 年	普 通 科	480						に、
		理 数 科	120						
		商 業 科	280						
		情 報 ビジネス 科	120						
宇 和 島 南 高等 学校	3 年	普 通 科	600	3 年 以 上	普 通 科	夜	160		
津 島 高等 学校	3 年	普 通 科	440						を
		農 業 科	120						
南 宇 和 高等 学校	3 年	普 通 科	960						に改
		農 業 科	120						
津 島 高等 学校	3 年	普 通 科	400						に改
		農 業 科	120						

める。

別表第4を削り、別表第5を別表第4とする。

附 則

(施行 期 日)

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(高等 学校 の 入 学 定 員 の 特 例)

2 別表第2の1備考2本文の規定にかかわらず、次の表に掲げる学校の学科については、平成16年度における第1学年の入
学定員は、当該入学定員欄に掲げるとおりとする。

学 校 名	全 日 制 の 課 程	
	学 科	入 学 定 員
土 居 高等 学校	普 通 科	160
新 居 浜 西 高等 学校	普 通 科	320
新 居 浜 工 業 高等 学校	機 械 科	40
	環 境 化 学 科	40
小 松 高等 学校	普 通 科	120

丹 原高等学校	普 通 科	160
今 治 東高等学校	普 通 科	160
今 治 南高等学校	園芸クリエイト科	40
今 治 北高等学校	普 通 科	200
松 山 西高等学校	普 通 科	200
松 山 南高等学校	普 通 科	360
松 山 工 業高等学校	機 械 科	40
大 洲高等学校	普 通 科	160
八 幡 浜高等学校	商 業 科	80
宇 和 島 東高等学校	商 業 科	80
宇 和 島 南高等学校	普 通 科	160
津 島高等学校	普 通 科	120
南 宇 和高等学校	普 通 科	280

(入学定員の適用除外)

3 次の表に掲げる学校の学科については、別表第2の1備考2の規定は、適用しない。

学 校 名	全日制の課程	定時制の課程	備 考
	学 科	学 科	
今 治 西高等学校		衛生看護科	平成16年度から生徒募集を停止
宇 和高等学校	商 業 科		同

(愛媛県立学校学則の一部改正)

4 愛媛県立学校学則(昭和33年愛媛県教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。
様式第1号(その3)中「及び別科」を削る。

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則7 - 980

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成15年10月21日

愛媛県人事委員会

委員長 稲 瀬 道 和

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7 - 714)の一部を次のように改正する。

別記様式注8、11及び13中「国際協力事業団」を「独立行政法人国際協力機構」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。